

改正

平成15年 1 月31日規則第 5 号

平成17年 3 月31日規則第17号

平成18年 3 月20日規則第 9 号

平成19年11月 9 日規則第73号

平成20年 3 月28日規則第 9 号

平成24年 6 月29日規則第57号

平成25年 3 月29日規則第65号

平成25年12月27日規則第87号

平成28年 3 月31日規則第24号

令和 2 年 3 月31日規則第56号

令和 5 年 2 月10日規則第 1 号

令和 6 年 3 月27日規則第10号

令和 6 年 8 月30日規則第47号

吹田市立男女共同参画センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吹田市立男女共同参画センター条例（平成14年吹田市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 吹田市立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日

(2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

(使用の申請)

第4条 センターの施設を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システム（以下「システム」という。）により使用の許可を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「使用許可の申請」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

（1） 抽選申込み（システムによる抽選に係る事前手続をいう。以下同じ。）をして当選した者
使用日の3月前の属する月の1日の正午（1月にあつては、4日の正午）から同月の7日（1月にあつては、10日）まで

（2） 前号に掲げる者以外の者 使用日の3月前の日の属する月の2日の正午（1月にあつては、5日の正午）から使用日の前日まで

3 抽選申込みは、使用日の4月前の日の属する月の25日から末日までの間に行うことができる。

4 前3項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。

（使用の許可等）

第5条 市長は、使用許可の申請を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用を許可する。

2 前項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により使用日までに使用料を納付しなければならない。

（1） センターにおいて現金で納付する方法

（2） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定を受けた者に納付を委託する方法

3 使用者は、センターの施設を使用する際にシステムにより発行された許可に係る番号等の当該使用者であることを証する情報を提示しなければならない。

（使用期間）

第6条 センターの施設を引き続き使用することができる期間は、3日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（特別の設備の設置等）

第7条 センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、使用許可の申請をする際に併せてその内容を記載した仕様書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、使用附属設備、使用目的又は使用人数の変更をしようとするときは、使用内容変更許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。

(使用時間の超過)

第9条 使用時間の超過（第4条及び第5条に定める手続により許可を受けた使用時間と引き続く条例別表に使用料の定めのある時間帯以外の時間に使用することをいう。）は、使用日の当日に限り申請することができるものとし、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の使用料の額を算定する場合における超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第10条 使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、未納の使用料があるときは、使用者は、当該届出の際、第5条第2項第1号に掲げる方法によりこれを納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第11条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、市が公用で使用する場合その他市長が公益上特に必要があると認める場合とし、その場合において減額し、又は免除する使用料の額は、使用料の全額とする。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用の許可を申請するときに、使用料減額・免除申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認める者にあつては、必要な書類を提示することで足りるものとする。

(使用料の還付及び充当)

第12条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使

用料の額

(2) 使用者が使用取消届の提出と同時に当該取消しに係る使用と異なる使用許可の申請（以下「振替申請」という。）をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 振替申請に係る使用料の額（以下「振替後使用料の額」という。）が既納使用料の額以上である場合 既納使用料の額

イ 振替後使用料の額が既納使用料の額未満である場合（使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合に限る。） 振替後使用料の額に既納使用料の額から振替後使用料の額を控除した額の2分の1に相当する額を加えた額

ウ 振替後使用料の額が既納使用料の額未満である場合（イに掲げる場合を除く。） 振替後使用料の額

(3) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合（前号ア及びイに掲げる場合を除く。） 既納使用料の額に2分の1を乗じて得た額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 第1項第2号の場合においては、還付する使用料を振替後使用料に充当することができる。
(使用者の守るべき事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第14条 職員がセンターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第15条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第16条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(不正使用等に対する措置)

第17条 市長は、使用者がシステムを不正に利用し、又は条例及びこの規則の規定に違反したときは、別に定める基準により、システムの利用を停止することができる。

(運営審議会の委員の委嘱)

第18条 条例第10条第1項に規定する吹田市立男女共同参画センター運営審議会（以下「運営審議会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 市民 4人以内
- (3) 市内の公共的団体の代表者 5人以内
- (4) 事業者 1人以内

(運営審議会の会長及び副会長)

第19条 運営審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営審議会の会議)

第20条 運営審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 運営審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営審議会の運営に関する事項)

第21条 前2条に定めるもののほか、運営審議会の運営に関し必要な事項は、運営審議会の意見を聴いて会長が定める。

(運営審議会の庶務)

第22条 運営審議会の庶務は、男女共同参画センターにおいて処理する。

(申請書等の様式)

第23条 この規則に規定する申請書等の様式は、市民部長が定める。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成15年1月31日規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成19年11月9日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。（ただし書省略）

（以下省略）

附 則（平成20年3月28日規則第9号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第57号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第65号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立男女共同参画センター条例施行規則第11条第1項の規定は、平成25年4月1日以後に使用料の減額又は免除の申請があった場合について適用し、同日前に使用料の減額又は免除の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日規則第87号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第56号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月10日規則第1号）

この規則は、令和5年2月13日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年3月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月28日前に、この規則による改正前の吹田市立男女共同参画センター条例施行規則第4条第1項に規定するウェブ申込みをした者が同日以後に行う使用の申請その他の手続については、この規則による改正後の吹田市立男女共同参画センター条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年8月30日規則第47号）

この規則は、令和6年9月1日から施行する。